

第3章

第一種施設以外の施設に求められる受動喫煙対策

1 受動喫煙対策の区分の概要

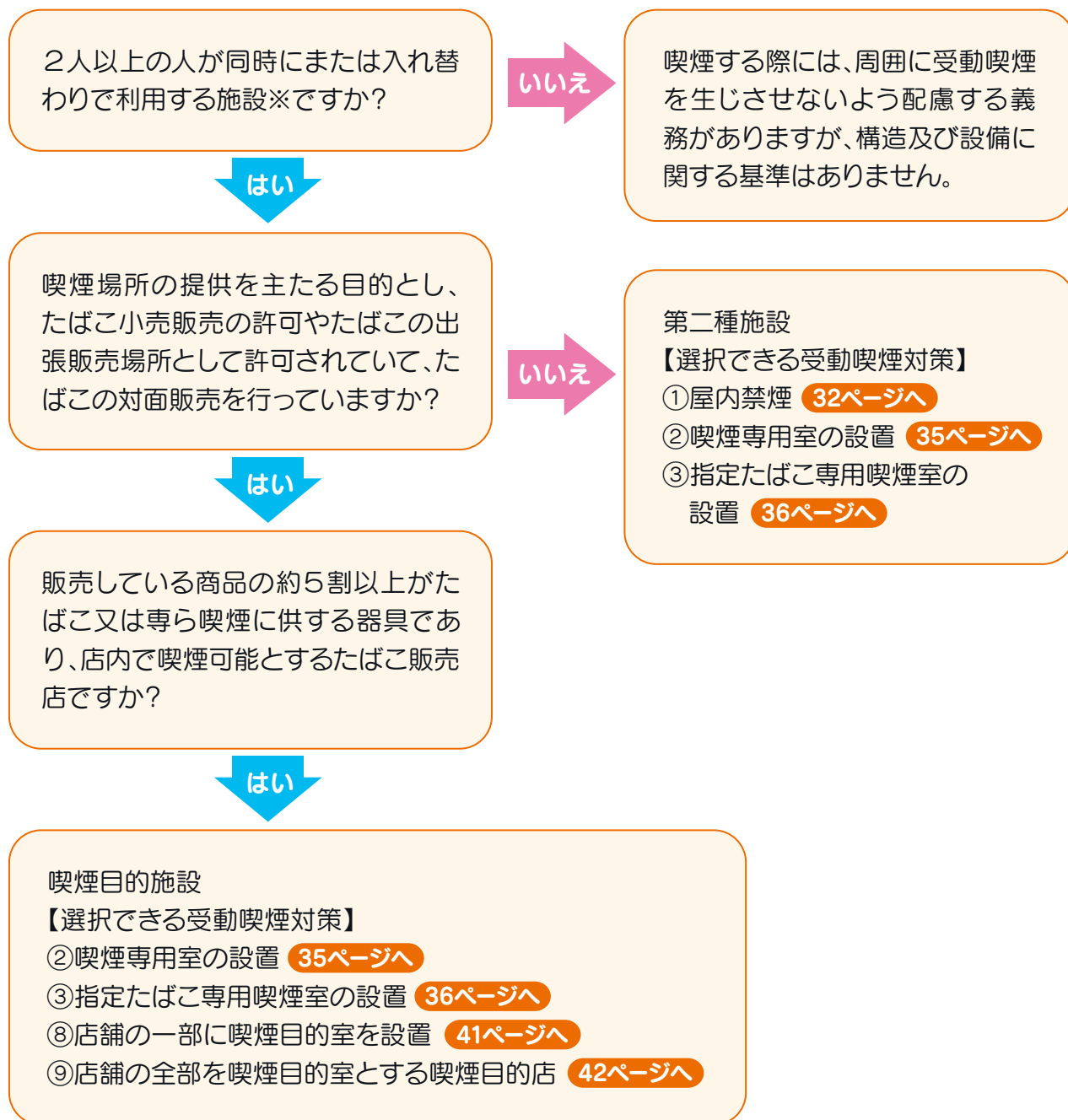
	受動喫煙対策の区分	必要な要件等
①	屋内禁煙 32ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 特になし
②	喫煙専用室設置施設 35ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 喫煙専用室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合
③	指定たばこ※専用喫煙室設置施設 36ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 指定たばこ専用喫煙室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 <p>※改正健康増進法における「指定たばこ」は「加熱式たばこ」と定められています。</p>
④	喫煙可能室設置施設 (既存飲食店のみ) 37ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 2020年(令和2年)3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可を取得している飲食店。● 客席の床面積の合計が100㎡以下● 個人または中小企業(資本金または出資の総額が5,000万円以下)による経営● 喫煙可能室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合
⑤	喫煙可能店 (既存飲食店のみ) (施設全体を喫煙可能室とする) 38ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 2020年(令和2年)3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可を取得している飲食店。● 客席の床面積の合計が100㎡以下● 個人または中小企業(資本金または出資の総額が5,000万円以下)による経営● たばこの煙が流出しないように、施設以外の場所との区画をすること。(壁、天井、扉等で仕切られていること)
⑥	喫煙目的室設置施設 (飲食店) 39ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。● 飲食の営業許可を取得している飲食店。● 通常主食と認められる食事を主として提供していない。● 喫煙目的室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合

⑦	喫煙目的店 (飲食店) (施設全体を 喫煙目的室とする) 40ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。 ● 飲食の営業許可を取得している飲食店。 ● 通常主食と認められる食事を主として提供していない。 ● 喫煙目的店の出入口が屋内に面している場合は、喫煙目的店からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 ● 喫煙目的店の出入口が屋外に面している場合は、施設以外の場所と店内を扉等で隔てることが望ましい。
⑧	喫煙目的室設置施設 (たばこ販売店) 41ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。 ● 店舗の商品陳列棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超える。 ● 喫煙目的室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合
⑨	喫煙目的店 (たばこ販売店) (施設全体を 喫煙目的室とする) 42ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。 ● 店舗の商品陳列棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超える。 ● 喫煙目的店の出入口が屋内に面している場合は、喫煙目的店からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 ● 喫煙目的店の出入口が屋外に面している場合は、施設以外の場所と店内を扉等で隔てることが望ましい。
⑩	公衆喫煙所 43ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の屋内の場所の全部を専ら喫煙する場所とするものであること。 ● 広く一般に利用できるようになっていること。 ● 公衆喫煙所の出入口が屋内に面している場合は、公衆喫煙所からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 ● 公衆喫煙所の出入口が屋外に面している場合は、施設以外の場所と店内を扉等で隔てることが望ましい。

2 各施設が選択できる受動喫煙対策について

(1) 飲食の営業許可を取得していない施設(第一種施設を除く)

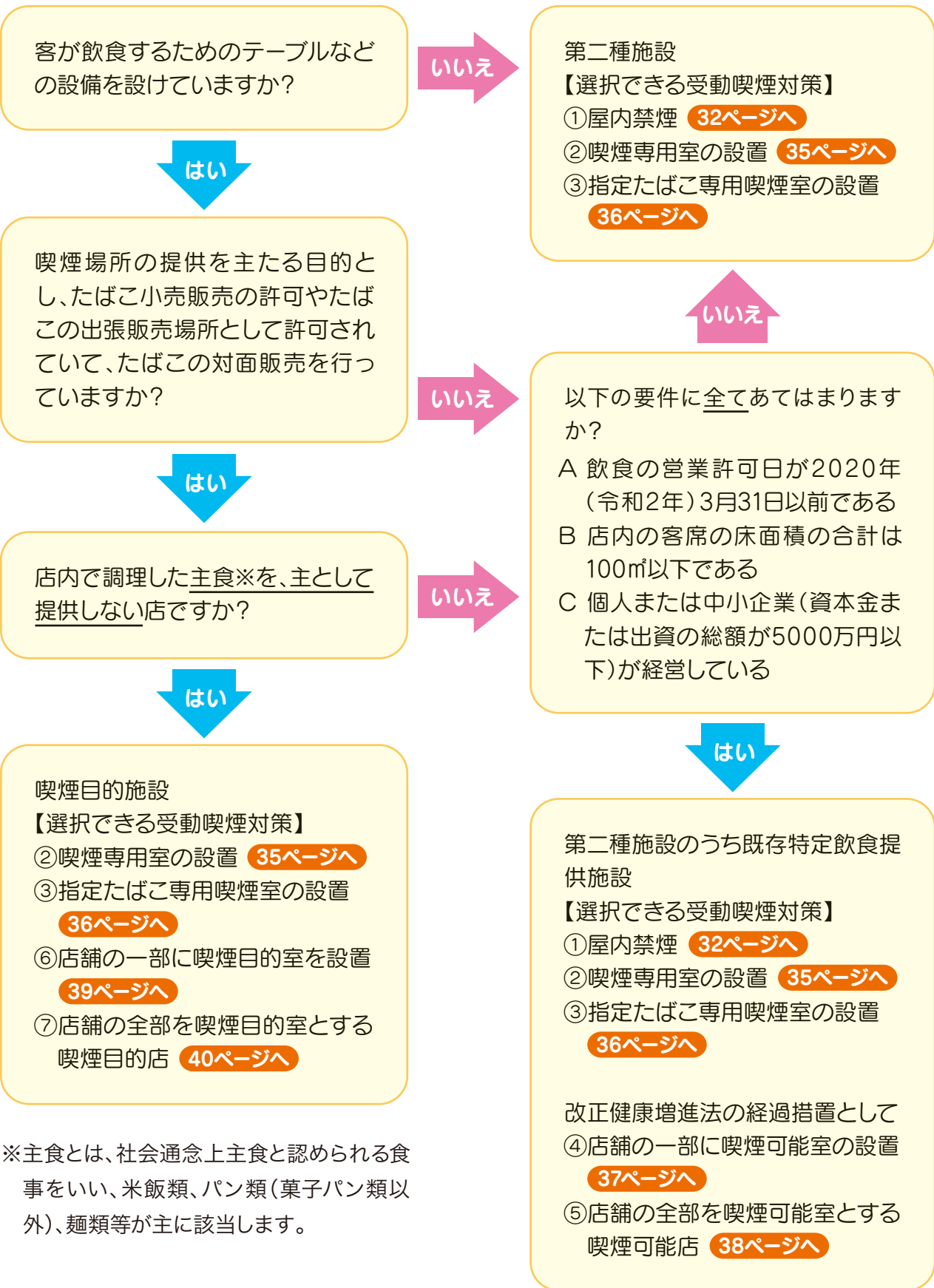
管理する施設で選択できる受動喫煙対策の区分は、以下のフローチャートで確認してください。
飲食店等の営業許可を取得している場合は、[31ページへ](#)



※改正健康増進法及び道条例において、受動喫煙防止を図る対象となる施設は、「多数の人が利用する施設等」です。

「多数の人が利用する施設」とは、「2人以上の人が同時にまたは入れ替わりで利用する施設」と定義されています。そのため、個室で1人の客にだけサービスを行う施設も、客が入れ替わり利用するため、多数の人が利用する施設に該当します。また、店舗営業だけではなく、部外者が来ない事務所や工場等も対象となります。

(2) 飲食の営業許可を取得している施設(第一種施設を除く)



※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類以外)、麺類等が主に該当します。